

読売試案と憲法

04・4・24 読売新聞 山本

一、読売試案の考え方

一、憲法をどうとらえるか

一、今後、憲法にどう取り組むか

・読売新聞憲法改正 94 年、2000 年試案の要点

「21 世紀の日本にふさわしい憲法はどうあるべきか。新しい憲法を考える国民的論議の出発点とする」。論議のたたき台として提言。」

現憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和・国際協調主義の基本原則は堅持。

【前文】

現行憲法と比べて簡潔な内容にした。具体的には、国民主権の原則、国際社会の平和と繁栄への積極的協力、基本的人権の尊重、民族の歴史と伝統の継承、憲法の遵守 の五項目を盛り込んだ。

【第一章・国民主権】

国のあり方を最終的に決めるのは国民である。この基本原則を独立させて条章化し、試案の冒頭に置いた。第 1 条で「日本国の主権は、国民に存する」、第 2 条では「国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じ、(中略)主権を行使する」と規定した。

政党条項を導入した。憲法の基本原則である議会制民主主義は、政党の存在を前提にしている。制度的にも社会的にも公的な存在になっていることは自明であり、私的な結社として同列に扱うことは適当ではない。

【第二章・天皇】

「天皇」は第二章とした。天皇の象徴性、文化的伝統性に配慮しながら、衆院の解散、国会の召集など国政関連と見なされる余地のある国事行為についてはより形式化した。対外関係に限り名目的な元首性を持たせた(10 条)。

【第三章・安全保障】

現行憲法第 9 条第 1 項の平和主義の精神は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを認めない」との条文で、そのまま継承した。

そのうえで「日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための軍隊を持つことができる」と新条文を設け、自衛力保持を明文化した。9 条解釈の混乱などにより不毛な安保論議が繰り返されてきたことへの反

省と同時に、独立国家として必要最小限の自衛力を保有するのは当然との考えに基づいたものだ。

徴兵制や、核兵器を含む非人道的な無差別大量殺傷兵器の保有も禁止し、軍事大国化への歯止めをかけた。

【第四章・国際協力】

日本が、国際社会で能動的に平和協力活動を行うべきであるとの観点から、国連など国際機関の活動に積極的に参加、協力する条項を新設した。「平和の維持及び促進並びに人道的支援の活動に、自衛のための組織の一部を提供することができる」と、自衛隊派遣も明記した。

この章の最後には、現行憲法第 10 章「最高法規」の中の第 98 条第 2 項をそのまま移す形で、国際法規遵守の条項を置いた。

【第五章・国民の権利及び義務】

「公共の福祉」の内容として、国際人権規約の条文を援用し、「国の安全や公の秩序」などを明示。「公共の福祉」を「公共の利益」とした。国の平和と安全、社会の秩序、健全な生活環境などが、個人の人権を確保し、自由で自発的な行動を保障する不可欠の条件。それが、憲法にいう「公共の福祉」の具体的な内容でもある。

「人格権」と「環境権」を、新しい人権規定として盛り込んだ。「人格権」は、名誉、信用、その他の人格的価値の保護、プライバシーの権利保障を合わせた形で導入した。「環境権」は、国際的な流れや各国憲法の動向を踏まえたものだ。

犯罪被害者の権利条項をもうけた。犯罪の被害者や家族に、国の救済を受け、かつ司法機関などに説明を求めたり、意見を述べたりする権利を保障する。行政情報の開示請求権条項を設けた。国、地方にわたる情報公開制度の進展を踏まえ、国民の権利として、行政情報の開示請求権を明確にする。

現行憲法第 97 条（基本的人権の本質）にある「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」の部分は、この章と内容的に重複するなどにより削除した。

【第六章・国会】

衆参両院が、それぞれの特色と良識を発揮できるようにすることが必要だ。この観点から、参院に人事案件に関する先議権と優越権、司法に対する監視機能も持たせた。

衆院については政権を形成し、安定的、機動的な政権運営ができるようになるため、参院で否決された法案を衆院で再可決する際の要件を過半数の賛成に緩和、法案審議の優越性を高めた。この関連で、首相指名権も衆院だけに与え、首相は衆院議員から選ぶこととした。

【第七章・内閣】

「内閣総理大臣は、内閣を代表し、国務大臣を統率する」、「内閣総理大臣は、行政各部を統括する」など、首相の指導性を憲法上、強化した。

現行憲法は、首相が死亡などで「欠けたとき」に内閣は総辞職しなければならないとだけ規定しているが、新首相が選ばれるまで首相臨時代理となる国務大臣をあらかじめ指定しておくことを義務付けた。

緊急事態条項を新設し、緊急事態に迅速、適切に対処するための基本方針を明記。指揮命令権を首相に集中した。首相の緊急事態宣言は、国会承認でチェックする。

【第八章・司法】

最高裁判所や下級裁判所の系列から独立して憲法訴訟を扱う、一審制の憲法裁判所を創設した。現在、最高裁判所は年間数千件もの訴訟を処理している。この過重な負担が、審理の遅延と憲法判断を示すまでに時間がかかりすぎるといって結果を招いている。憲法裁判所の創設は、速やかな憲法判断を求めるとともに、こうした現状を改めるためだ。

【第九章・財政】

「健全な財政の維持及び運営」という基本原則を盛り込んだ。また、現行憲法第 89 条は文字通り読めば、公金による私学助成を禁止していることになる。現実に助成が行われ、その意義・必要性の国民的合意も形成されているため、この条項は撤廃し、一部を第 5 章に移した。

【第十章・地方自治】

現行憲法は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」としているが、抽象的でわかりにくい。そこで、地方自治の基本原則として、「地方自治の本旨」に換えて、自治体と住民の「自立と自己責任」を置く。

読売新聞では、97 年 5 月、地方分権に関する提言で、「地方自治体と住民の自立と自己責任」を地方自治の基本精神に位置付けた。その上で、思い切った分権と、受け皿となる自治体の能力拡充が、自治の条件であるとして、12 州・300 市体制を柱とする地方制度改革を提唱した。

【第十一章・改正】

憲法は改正手続きを難しくしすぎれば、時代の変化に対応した改正ができず、現実の社会情勢にそぐわなくなる。各国の例にあるように、衆参両議院の在籍議員の三分の二以上の出席で、出席議員の三分の二以上の賛成があれば改正案は可決され、国民投票を経ずに成立するとした。

国民投票は、賛成議員が三分の二には満たなかったものの、過半数には達した場合に限定した。国会議員と内閣のどちらにも改正の発議権があることも明確にした。